

第4号議案 営農振興積立金規程の一部変更について

1. 主な変更理由

(1) 積立目標額（第3条）

現在の規程による積立目標金額は、統合前組合の規模を勘案した金額で設定されていた経過から、出資総額の2倍に相当する金額と設定されており、非常に大きな目標額となっている。

他の目的積立金の目標額とのバランスも勘案し、積立目標額を50億円に変更するもの。

(2) 積立基準（第4条）

現在の規程による積立基準は、剰余金の5分の1に相当する金額以上を積立てる基準となっている。

今回、新たに農業用施設対策積立金規程、施設設置改修等積立金規程を制定することに伴い、今後は、既存の営農振興積立金規程、経営安定対策積立金規程、協同活動推進積立金規程に合わせて、計画的に積立てていくことになることから、当組合の状況に合わせて柔軟に積立金額を設定することができるように、積立基準を変更するもの。

2. 新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 営農指導事業の改善発達による営農振興を図るため、営農指導に係る費用の全部又は一部を財務収益で確保することを目的とした任意積立金（目的積立金）を設置する。 (名称) 第2条 この目的積立金は、営農振興積立金（以下、「積立金」という。）という。 (積立目標額) 第3条 積立金の積立目標額は<u>50億円とする。</u> (積立基準) 第4条 積立金は、毎事業年度の剰余金（繰越欠損のある場合には、これを補てんした後の残額）の5分の1に相当する<u>金額を基準として積立てることができる。</u> (取崩) 第5条 この積立金は、以下の場合に限り取り崩すことができるものとする。 ① 農業所得の増大・農業生産の拡大のために、理事会が認めた助成事業を行う場合は、理事会の決議により取り崩すことができる。 ただし、単年に取り崩すことができる金額は、原則として5,000万円以内とする。 ② 農業振興等に係る予測しない事象が将来発生したときは、総会の決議を経て取り崩すことができる。 (改廃) 第6条 この規程の改廃は、総会の決議による。 附則 この規程は、平成17年6月25日から実施する。 附則 この規程は、平成19年6月23日から実施する。 附則 この規程の変更は、平成31年1月1日から実施する。 附則 この規程の変更は、令和元年6月27日から実施する。 <u>附則 この規程の変更は、令和7年6月27日から実施する。</u>	(目的) 第1条 営農指導事業の改善発達による営農振興を図るため、営農指導に係る費用の全部又は一部を財務収益で確保することを目的とした任意積立金（目的積立金）を設置する。 (名称) 第2条 この目的積立金は、営農振興積立金（以下、「積立金」という。）という。 (積立目標額) 第3条 積立金の積立目標額は、<u>営農指導事業に係る費用の財源確保をめざして出資総額の2倍に相当する金額とする。</u> (積立基準) 第4条 積立金は、毎事業年度の剰余金（繰越欠損のある場合には、これを補てんした後の残額）の5分の1に相当する<u>金額以上の金額を基準として積立てる。</u> (取崩) 第5条 この積立金は、以下の場合に限り取り崩すことができるものとする。 ① 農業所得の増大・農業生産の拡大のために、理事会が認めた助成事業を行う場合は、理事会の決議により取り崩すことができる。 ただし、単年に取り崩すことができる金額は、原則として5,000万円以内とする。 ② 農業振興等に係る予測しない事象が将来発生したときは、総会の決議を経て取り崩すことができる。 (改廃) 第6条 この規程の改廃は、総会の決議による。 附則 この規程は、平成17年6月25日から実施する。 附則 この規程は、平成19年6月23日から実施する。 附則 この規程の変更は、平成31年1月1日から実施する。 附則 この規程の変更は、令和元年6月27日から実施する。